

家族内 ETC カード利用に電子計算機詐欺を認めた裁判例

【文献種別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年5月8日
【事件番号】 令和5年（わ）第589号、令和5年（わ）第1211号
【事件名】 各電子計算機使用詐欺被告事件
【裁判結果】 有罪
【参照法令】 刑法246条の2
【掲載誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25599425

立命館大学教授 松宮孝明

事実の概要

(1) 被告人A、B、Cの3名は、Cの会員名義¹⁾でのクレジットカードに付帯するETCカードを挿入したETC車載器を搭載した普通乗用自動車、Cが乗車しないままにBが運転しAが同乗して、2022（令和4）年11月8日および同4年12月2日の2回にわたり阪神高速道路（以下、「H高速」と記す。）を利用した。なお、AとCは同居する兄弟である。

(2) 阪神高速道路会社（以下、「H社」と記す。）の営業規則17条4項には、「ETCカードによるH高速道路の料金の支払いは、通行の都度、クレジットカード会社から貸与を受けている本人が乗車する車両1台に限り行うことができます。」との定めが、また同営業規則17条7項には「当社は、次の各号に該当する場合は、ETCカードによる料金の支払いの取扱いを停止し、利用者に他の支払手段による支払いを求めることができます。……三 当該ETCカードの名義人と異なる者が当該ETCカードを使用し、又は使用しようとした場合……」等の定めがあった（下線筆者）。

また、本件ETCカードが付帯されているT発行のクレジットカードのETC利用規定の2条4項には「ETCカードは、ETCカード上に表示された会員本人のみが利用することができます。」等の定めがあった。これは、ETCシステムにおいてクレジットカードに付帯するETCカードを使用する場合には、ETCカードの貸与を受けた者との間のみ電子決済をすることを前提としている。

(3) 検察官は、本件ETCカードの会員であるCが乗車していないのに、AおよびBが本件ETC

カードを使用したことは、ETCシステムで予定されている事務処理の目的に照らして真実に反するから、電子計算機使用詐欺罪（刑法246条の2）にいう「虚偽の情報」を与えたものであると主張した。

(4) これに対して弁護人は、①ETCシステムの事務処理の目的は、料金の徴収のために必要なその通行に関する情報を、当該料金を納付するために通行車をして記録させることにあるから、決済の当事者であるETCカード会員の情報が要求されるのみであって、カード会員が乗車しているという情報までは要求されていないので、被告人らは「虚偽の情報」を与えていないと主張した。

あわせて、弁護人は、②カード会員の乗車を要求することは利便性向上等のETCシステムの目的に反するほか、H社の営業規則は分かりにくく申込時にカード会員の乗車を要することの説明もなく、またその旨の広報活動もされておらず、家族間でカード会員以外の者によるETCカードの利用がなされているかの実態調査も行っておらず、ETCレーン通過時に誰が通過したかの確認もしておらず、H社はカード会員が乗車しないETCカード利用を黙認しており、かつ本件公訴事実前の2020（令和2）年の道路交通法改正により車内に運転者が存在しない遠隔操縦が認められたことからカード会員の乗車を要求する営業規則はすでに無意味になっているので、「通過車両内にETCカード名義人が乗車している」との事情は本罪にとっての重要な事項ではなく、本件クレジットカードの会員規約（15条2項）では、クレジットカードの紛失・盗難の事実をカード会社にすみやかに届け出る等の所定の手続をとった場合であっ

ても、家族等の会員の関係者によって使用された場合には会員の支払いは免除されないとされているから、Aによる本件ETCカードの使用はCによる使用と同視できるので、被告人らは「虚偽の情報」を与えておらず、③平穩にETCレーンを通じた場合には現金払いとの差額を観念できないので被告人らは「財産上不法な利益」を得ておらず、④そうでなくても被告人らはカード会員の乗車を要するという規則を知らないで「虚偽の情報」を与えるという故意および不法領得の意思がない等と主張した。

加えて、弁護人は、⑤ETCカードの会員が乗車していない状態で、自分名義のETCカードを「貸した」ことのある人の割合が4割近くにのぼるなどのアンケート会社の調査結果を提出するなどして、本件で犯罪になると考えるのは非常識であると主張している。

判決の要旨

本判決は、上記のH社の営業規則および本件ETCカードが付帯されているクレジットカードのETC利用規定を根拠に、H社および本件ETCカードの発行元であるTのいずれも、「本件ETCカードをカード名義人以外の者が使用することを禁止していることは明らかである。」と述べ、「ETCシステムにおいては、クレジットカードに付帯するETCカードを使用する場合には、所定の審査を経てクレジットカードの発行を受け、ETCカードの貸与を受けた者との間でのみ電子決済をすることが重要な前提とされている」ので、「カード名義人である被告人Cが同乗していないのに、被告人A及び被告人Bが本件ETCカードを使用したことは、ETCシステムで予定されている事務処理の目的に照らして真実に反するから、『虚偽の情報』を与えたといえる。」として、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた。

弁護人の主張①に対しては、「ETCカードがクレジットカードと結びついており、クレジットカードが名義人以外の者による使用を許さないものである以上、このような契約の内容を無視して、名義人以外の者がETCカードを使用することを許しているとは考えられない」と述べ、主張②に対しては「本件ETCカードはクレジットカードに付帯して発行されるものであり、他人に貸し

てはいけないことはクレジットカードと同様」で「本件ETCカードの裏面にはETCカードの利用を本人に限定する旨の記載がされているのであるから、名義人以外の者による使用が禁じられていることはむしろ分かりやすく示されており、「広報活動等が行われていなかったからといって、H社が関心を持っていなかったとか、黙認していたとはいえ」ず、また、道路交通法改正により車内に運転者が存在しない遠隔操縦が認められたけれども「本件は遠隔操縦での場面で問題となっているわけではないし、遠隔操縦の場合のETCカードの使用方法についての規定についてはこれから議論されていくものであり、本件のような通常の車両におけるETCカードの利用場面について、阪神高速道路営業規則が無意味になっていることはでき」ず、「家族等の会員の関係者によって使用された場合には会員の支払いは免除されない」のは「家族との関係でも無断で使用されないようにクレジットカードの使用・保管に善管注意を払ってもら……ためとみるのが素直」であるとして、被告人らの本件行為は「虚偽の情報」を与えたものだ結論づける。

主張③に対しては、被告人らはETCシステムに「虚偽の情報」を与えたことによって割引制度が適用されたのだから「財産上不法の利益」を得ており、主張④に対しては、被告人らはCが同乗していない状態で本件ETCカードを利用してETCレーンを通じたという事実を認識・認容しているので故意に欠けることなく、電子計算機使用詐欺罪が成立することを知らなかったのは「違法性の錯誤」にすぎないとする。

加えて、本判決は、「クレジットカードは、名義人の承諾の有無にかかわらず……、名義人になりすまして使用した場合には詐欺の罪責を負うものと解される」として最決平16・2・9刑集58巻2号89頁（「平成16年決定」）を参照させ、さらに、Cは暴力団員であるAとBに本件ETCカードを使用させ、Aはその利用料金をCに渡しCの口座から引き落とすことによって支払っていたことは「暴力団員との取引を拒絶する暴力団排除条項を潜脱するものである」とも述べる。

最後に、自分名義のETCカードを貸したことのある人の割合が4割近くにのぼるなどのアンケート結果については、「上記のような事情²⁾を踏まえると、本件では可罰的違法性もあると認め

られる。」とする。

判例の解説

一 本判決の意味

1 本判決は、乗車していない家族Cの会員名義のETCカードを用いて有料道の通行料の決済をした——Cを含む——被告人らの行為は、「虚偽の情報……を与え」たものであり電子計算機使用詐欺罪に当たるとした。これは、弁護人が提出したアンケートにあるばかりでなく筆者も同様のETCカード利用を家族にさせた記憶があるので、大変な判決であると感じている。また、このアンケートで明らかのように、ETCカードを利用している多数の人々は、道路会社がカード会員の乗車を要求する規則を定めていること³⁾を知らない⁴⁾。その点では、1967年に交通反則通告制度を設ける際にいわれた「一億総前科」という事態⁵⁾を招きかねない判決である。もちろん、そのような規則を知らない利用者が詐欺罪や電子計算機詐欺罪の罪を負わされるという結論は、妥当でない。その意味で、本判決には結論の妥当性に疑いがある。

2 また、本判決は、「クレジットカードが名義人以外の者による使用（カード決済）を許さないこと」と、クレジットカードに付帯されたETCカードの利用に会員の乗車を要求することが同義であるかのような判示をしている。しかし、上記の遠隔操縦や法人カード利用に象徴されるように、会員がクレジットカードで決済することと会員が乗車していることは別の次元の話である。

3 加えて、実はETCカード会員の乗車を要求する道路会社の営業規則の妥当性についても、疑いがある。弁護人が指摘しているように、すでに2020（令和2）年の道路交通法改正によって車内に運転者が存在しない遠隔操縦が認められたことにより、運転者がカード会員である場合にその乗車を要求する営業規則と矛盾する事態が生じている。加えて、法人が会員である場合は「本人が乗車する」という事態は考えられないので、そもそも当該営業規則の妥当性には制約があった。

4 最後に、仮に会員の乗車を要求する営業規則が有効であったとしても、被告人らに「虚偽の情報……を与え」る故意があったとすることは疑わしい。なぜなら、会員の乗車が必要であることを知らない人物は、ETC利用の際に自分が「会員

が乗車している」という情報を与えることの必要性を知らないからである。本判決は、これを「違法性の錯誤」にすぎないとするが、そうではなくて、これは「虚偽の情報……を与え」という規範的構成要件要素の錯誤である。

以上のように、本判決には解釈論上も疑わしい点が多数存在する。以下、簡単に検討する。

二 「クレジットカードが名義人以外の者による使用を許さないこと」の意味

1 本判決が平成16年決定をして、会員の同意の有無にかかわらず「名義人になりすまして使用した場合には詐欺の罪責を負うものと解される」とした点には、重大な疑問がある。というのも、平成16年決定は、カード会員が被告人にカードの使用を承諾した事実はなく、かつ、被告人がその承諾を誤信したという事実もない事案に関するものだからである。したがって、同決定がカード会員からカードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金が会員規約に従い会員において決済されるものと誤信していたという事情があっても詐欺罪が成立すると述べた部分はまったくの「傍論」であり、刑法405条にいう「判例」に当たらない。

また、この事件の一、二審判決⁶⁾は、一般論として、「家族間などでのカードの貸し借り」については、それが詐欺罪に当たらないとする余地があることを認めている。その際には、「当該クレジットカードの名義人による使用と同視しうる特段の事情」が重視されている。

2 しかも、このような場合は「名義人自身によるカード利用の一形態⁷⁾」であり、「このような事案は、代理人または使者などの他人を通じた法律行為として、カード会員本人のクレジット取引と構成すべき⁸⁾」だと解する余地がある。現に、裁判官の中にも、電子計算機使用詐欺罪についてであるが、『「名義人本人が」ということを『名義人本人の意思に基づき』と同視できるとすれば、『虚偽』性はないことになろう。』とか「名義人本人の手足として入力した、とする評価になることも多いかもしれない⁹⁾。』とする見解がある。

つまり、法律行為としてクレジットカードによる与信取引をする「カード決済」（＝カード使用）では、「名義人以外の者による使用」が許されないことは当然であるが、それは常にカード会員が

加盟店に赴いてカードを提示しなければならないことを意味するものではないのである¹⁰⁾。本件でも、料金をCの口座から引き落とすことにより、「カード決済」をしたのは会員であるCであるから、「カードが名義人以外の者によって使用された」には当たらない。

三 「本人が乗車する車両」の意味

1 したがって、会員であるCが決済当事者であることと、会員であるCが「乗車する車両」であることは、次元を異にする。本判決は、おそらく、会員が乗車していないことをして会員がカードを使用していないと考えたのであろうが、それは「事実行為」と「法律行為」を混同するものにほかならない。

2 これを区別した上で、「本人が乗車する車両」であることを要求する本件営業規則がその妥当性を失っていることは、すでに指摘したとおりである。本判決は、この点につき、「遠隔操縦の場合のETCカードの使用方法についての規定についてはこれから議論されていく」と反論するが、遠隔操縦の許容はすでに現行法なのであるから、会員の乗車を要求する本件営業規則がこれと矛盾していることは明らかである。

四 「虚偽の情報……を与え」る故意

1 すでに示唆したように、仮に客観的には被告人らがH社の電子計算機に「虚偽の情報……を与え」たとしても、会員本人の乗車を要求する規則を知らない者に、その故意はない。

この点は、公衆浴場法の「無許可」営業罪の故意を否定した最判平1・7・18刑集43巻7号752頁や、政治資金規正法25条1項3号の「虚偽の記入をした」罪の故意に関する東京高判平24・11・12東高(刑)時報63巻1＝12号234頁¹¹⁾が、参考になる。特に後者は、国会議員の秘書が「所有権移転登記手続のみを遅らせるという限度で本件合意書を作成したとの認識であったとは認め難く、登記と一緒に本件土地取得も先送りされたと理解したとみる余地がある」と述べて、収支報告書虚偽記入の罪の故意を認めた原判決を「是認することができない。」と断じている。

2 つまり、後者の判決では、秘書はすでに前年度に本件土地の所有権が移転したとは認識していないので、「虚偽の記入をした」という規範的

構成要件要素の認識がないのである。本件でも、被告人らには会員の乗車が必要だとする認識がないので「虚偽の情報……を与え」という認識はない。これを単なる「違法性の錯誤」にすぎないとするのは、規範的要素の錯誤についての無理解を示すものである。

五 暴排条項潜脱の意味

最後に、暴排条項潜脱という事情は、電子計算機使用詐欺罪の構成要件要素でも同罪の処罰条件でもない。したがって、本判決がいくらこれを強調しても、「一億総前科」という事態は回避できないのである。

●—注

- 1) 評釈の対象である本判決は、これを「カード名義人」と表記している。しかし、「文書」の一種であるETCカードの(作成)名義人はその発行会社である。そこで、「文書」の名義人との混同を避けるために、ここでは、その貸与を受けている者を「カード会員」と表記する。
- 2) 暴排条項の潜脱という事情か。
- 3) 筆者が調べた限り、国内の道路会社がほぼすべて同様の営業規則を持っていた。
- 4) クレジットカードに付帯されたETCカードでは、クレジットカードについて家族カードが発行されていても、家族カードに付帯されたETCカードはあまり普及していないのが実態である。したがって、家族が運転免許を取得した場合、このような営業規則を知らずに、自己のETCカードが挿入されたまま自己が乗車せずに自家用車を家族に利用させた法曹関係者も多いであろう。
- 5) 交通反則制度導入の際にこのスローガンが用いられたことにつき、たとえば警察庁Webサイト「自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の適用」。
- 6) 第一審は京都地判平13・9・21刑集58巻2号93頁、控訴審は大阪高判平14・8・22刑集58巻2号116頁である。
- 7) 葛原力三「判批」法教別冊判例セレクト2004(2005年)36頁。
- 8) 松宮孝明「クレジットカード使用と詐欺罪」立命351号(2014年)380頁。
- 9) 藤井敏明「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇(平成18年度)』(法曹会、2009年)73頁注12。
- 10) オンライン決済が普及した現在では、これは当然のことであろう。
- 11) 本件につき、松宮孝明「判批」法セ703号(2013年)147頁、同「政治資金規正法における規範的構成要件要素の認識について」浅田和茂ほか編『福井厚先生古稀祝賀論文集 改革期の刑事法理論』(法律文化社、2013年)477頁参照。